

流山市農業委員会
平成31年第1回
総会議事録

平成31年1月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成31年第1回総会議事録

- 1 期 日 平成31年1月11日(金)
- 2 場 所 流山市役所304会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 5番 染谷 一嘉
6番 石井 保
- 5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員4名)
- | | |
|------------|------------|
| 1番 鈴木 亨 | 2番 金子 孝博 |
| 3番 中嶋 清 | 4番 小菅 康男 |
| 5番 染谷 一嘉 | 6番 石井 保 |
| 7番 吉田 達弘 | 8番 岡田 長政 |
| 9番 山崎 日出男 | 10番 小嶋 悦子 |
| 11番 小倉 節子 | 12番 水代 啓司 |
| 推進委員 秋元 正 | 推進委員 酒巻 孝美 |
| 推進委員 小林 常男 | 推進委員 増田 正美 |

- 6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

- 7 書記名 副主査 齊藤 恒夫
- 8 事務局 事務局長 亀山 隆弘
事務局次長 秋元 学
事務局次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

- | | |
|---|----|
| (1)議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… | 1 |
| (2)議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) …… | 5 |
| (3)議案第3号 農用地利用集積計画の決定について…………… | 6 |
| (4)議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について …… | 9 |
| (5)議案第5号 農地所有適格法人報告書の提出について…………… | 10 |
| (6)報告第1号 平成30年度貸借料水準について…………… | 13 |
| (7)報告第2号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… | 14 |
| (8)報告第3号 専決処理の報告について…………… | 15 |

▲開会 午後2時56分

○水代議長 それでは、ただ今から平成31年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

5番 染谷委員、6番 石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第5号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの5議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第1号「平成30年賃借料水準について」から報告第3号「専決処理の報告について」を報告させていただきたいと思います。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成31年1月11日提出

議案の1番の権利者は、流山市大字上貝塚の方で、職業は兼業の方です。
申請がありました土地は、流山市下花輪の田1筆、面積は780平方メートルです。
申請事由ですが、耕作意欲の向上のため、贈与するものです。

議案案内図については、1ページにございますので併せてご参照ください。

続きまして、議案の2番の権利者は、流山市大字上貝塚の方で、職業は兼業の方です。

申請がありました土地は、流山市桐ヶ谷の田4筆、合計面積は3,562平方メートルです。

申請事由ですが、耕作意欲の向上のため、贈与するものです。

議案案内図については、2ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の3番と4番は関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市大字下花輪の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市下花輪の田2筆、合計面積は2,062平方メートルです。

申請事由ですが、耕作意欲の向上のため贈与するものです。

議案案内図については、3ページと4ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案書の2ページをお開きください。

議案の5番から7番も関連がありますので、一括して説明いたします。権利者は、流山市大字上貝塚の方で職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市桐ヶ谷の田3筆、合計面積は3,093平方メートルです。

申請事由ですが、耕作意欲の向上のため、贈与するものです。

議案案内図については、2ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の8番と9番も関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市前ヶ崎の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市前ヶ崎の畑4筆、合計面積は6,417平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模拡大のため売買で取得するものです。

議案案内図については、5ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上の9件です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、9件であります。

本案については、現地調査及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

議案の1番の申請地は、流鉄流山駅の北約1.8キロメートルに位置している田1筆で、面積は780平方メートルであります。

申請理由は、耕作意欲の向上のため、贈与するものであります。

申請地の田は、稲刈り済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約4.1ヘクタールで、農業従事者は4名です。

続きまして、議案2番の申請地は、東武線初石駅の西約2キロメートルに位置している田4筆で、合計面積は3,562平方メートルであります。

申請理由は、耕作意欲の向上のため、贈与するものであります。

申請地の田は、稲刈り済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約1.6ヘクタールで、農業従事者は4名です。

続きまして、議案の3番と4番につきましては、同一世帯で関連がありますので、一括してご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、流鉄流山駅の北約1.7キロメートル及び2.4キロメートルに位置している田2筆で、合計面積は2,062平方メートルであります。

申請理由は、耕作意欲の向上のため、贈与するものであります。

申請地の田は、稲刈り済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約0.7ヘクタールで、農業従事者は3名です。

続きまして、議案の5番から7番につきましても、同一世帯で関連がありますので、一括してご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

議案5番から7番の申請地は、東武線初石駅の西約2キロメートルに位置している田3筆で、合計面積は3,093平方メートルであります。

申請理由は、耕作意欲の向上のため、贈与するものであります。

申請地の田は、稲刈り済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約2.8ヘクタールで、農業従事者は4名です。

続きまして、議案の8番と9番につきましても、関連がありますので、一括してご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

議案8番と9番の申請地は、JR常磐線北小金駅の北東約1キロメートルに位置している畑4筆で、合計面積は6,417平方メートルであります。

申請理由は、農業経営規模拡大のため、売買で農地を取得するものであります。

申請地の畑は、耕起済み等の状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約2.1ヘクタール

ルで、農業従事者は3名です。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、それぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代議長 はい、ありがとうございました。

なお、本案の1番については、山崎委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

山崎委員の退席を求めます。

(午後3時7分 山崎委員 退席)

○水代議長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号の1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第1号の1番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

山崎委員の除斥を解きます。

(午後3時8分 山崎委員 入室)

○水代議長 次に、本案の2番から9番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) ちょっと確認ですが、議案の8番(写真7番)の写真を見ますと、樹が生えているのですが、草木があるところを購入するのでしょうか。

◎中嶋委員 申請地は、違います。申請地は、樹が生えているところの奥の土地です。

◆7番(吉田委員) はい、わかりました。

○水代議長 よろしいですか。ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号の2番から9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第1号の2番から9番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成31年1月11日提出

権利者は、神奈川県藤沢市に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市南の畑1筆、転用面積は47平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、6ページと7ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第5条許可申請につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご報告いたします。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議をいたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の南西約1.5キロメートルに位置し、周囲は小集団の農業投資の行われていない10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は賃借権の設定で、転用目的は駐車場用地とするものであります。

権利者は、神奈川県藤沢市の法人です。

申請理由については、権利者は現在、第2物流倉庫に事務所を構えており、物流車両の駐車場を整備するため、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について、ご説明いたします。

路面を砕石で整地し、10台分の駐車場を整備する計画です。

被害防除対策としては、雨水については、敷地内に自然浸透させ、また、周囲にU字溝を付設して、流出させない計画とのことです。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりとなっております。

次に、資金計画についてですが、整備費等が約1,300万円で、全額自己資金で

賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、市関係課との協議状況につきましては、河川及び道路の占用について、協議済みであります。

他法令の関係につきましては、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第2号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

平成31年1月11日提出

議案の1番と2番は、関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります田5筆で、合計面積は3,505平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図については、8ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。

議案の3番の権利者は、流山市大字平方にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります田1筆で、面積は496平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図については、9ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の4番の権利者は、千葉県富里市に住所を有する法人です。

対象となる農地は、流山市中野久木にあります畑1筆で、面積は1,001平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図については、10ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が3件、更新が1件であります。

議案の1番と2番は、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の1番と2番は、新規により6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は63歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は180日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みの状態でした。

続きまして、議案の3番は、新規による6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は70歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は200日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みでした。

続きまして、議案の4番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者は、千葉県富里市に住所を有する農地所有適格法人でございます。耕作面積は流山市内で約3ヘクタールであります。

申請地については、写真のとおりで、耕起済みでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

なお、本案の1番と2番については、金子委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

金子委員の退席を求めます。

(午後3時20分 金子委員 退席)

○水代議長 これより、本案の1番と2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号の1番と2番について、承認することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、多数であります。

よって議案第3号の1番と2番については、承認することに決定いたしました。

金子委員の除斥を解きます。

(午後3時21分 金子委員 入室)

○水代議長 次に、本案の3番については、小林推進委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に準じ、関係委員の退席を願い、審議いたします。

小林推進委員の退席を求めます。

(午後3時22分 小林推進委員 退席)

○水代議長 これより、本案の3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号の3番について、承認することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号の3番については、承認することに決定いたしました。

小林推進委員の除斥を解きます。

(午後3時23分 小林推進委員 入室)

○水代議長 次に、本案の4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号の4番について、承認することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号の4番について、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願
について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第4号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

平成31年1月11日提出

申請者は、流山市前ヶ崎にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市前ヶ崎の畑1筆、面積は105平方メートルです。

変更後の地目につきましては、公衆用道路です。

次に、本件につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は道路
用地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地
目に合せるために、証明願いの提出があったものです。

次に、本件の議案案内図については、11ページと12ページにございますので、
ご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いに
ついて」ご報告いたします。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、JR常
磐線北小金駅の北東約1キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成22年に相続により取得した土地で、昭和45年から、道路用地の一
部として利用されていたとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成9年5月に撮影さ
れた航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と
異なることから、地目を一致させるため、願出があったものであります。現地調査を行
ったところ、現況は写真のとおり道路の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、道

路用地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第4号については、証明することに決定いたしました。

○水代議長 次に、議案第5号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第5号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が、次のとおりあったので、意見を求める。

平成31年1月11日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものです。

今回、報告がありました法人は、流山市向小金及び流山市駒木台にあります農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、「農地所有適格法人要件確認書」を作成しております。

流山市向小金にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧いただきたいと思います。

確認書の表に、平成30年11月20日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は24,719平方メートルです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合しておりました。

また、次の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時従事することとなっており、当該法人の役員は2名であり、年間305日と146日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

続きまして、流山市駒木台にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧くださいと思います。

確認書の表に、平成30年11月2日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は9,909平方メートルです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合しておりました。

また、次の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。また、業務執行役員については、過半数の役員が農業に常時従事することとなっており、当該法人の役員は2名であり、年間320日と289日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

最後になりましたが、当該法人の議案案内図につきましては、13ページから16ページになります。

説明につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第5号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いたします。

今月の案件は、2件であります。

本案については、農地法第6条の規定により、『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。』と定められています。

また、『農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満た

さなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、役員要件があり、各要件についての適否を点検するものでございます。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案について、配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、私に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退席いたします。

それでは、議長を吉田会長職務代理に交代し、ご審議をお願いいたします。

それでは、退席いたします。

吉田会長職務代理、よろしくをお願いいたします。

(午後3時32分 水代会長 退席)

(議長を吉田職務代理に交代)

○吉田議長 それでは、水代会長に代わり、議案第5号の1番の案件について、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

これより、議案第5号の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○吉田議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号の1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第5号の1番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代会長の除斥を解き、議長を会長に交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

(午後3時34分 水代会長 入室)

(議長を会長に交代)

○水代議長 吉田会長職務代理、どうもありがとうございました。

これより、再度、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第5号の2番についてですが、本件については、小倉委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、小倉委員の退席を願い、審議いたします。

小倉委員の退席を求めます。

(午後3時35分 小倉委員退席)

○水代議長 これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号の2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第5号の2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

小倉委員の除斥を解きます。

(午後3時35分 小倉委員入室)

○水代議長 次に、報告第1号「平成30年賃借料水準について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第1号

平成30年賃借料水準について

平成30年の田(水稻)及び畑(普通畑)の賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)を、次のとおり報告する。

平成31年1月11日報告

農地の賃借料につきましては、農地法改正に伴い、標準小作料制度が廃止され、この標準小作料に代わりまして、各市町村の農業委員会は、農用地利用集積事業などの賃借料を調査し、実際に農地の貸し借りを行っている賃借料は、いくらに設定されているのか、その賃借料の状況を収集し、合せて農家の皆さまに、賃借料水準として、情報提供をすることとなっております。

今回、集計がまとまりました平成30年の田の賃借料水準と畑の賃借料水準につきましては、議案書に記載させていただきましたとおりです。

また、情報の収集に当たりましては、平成30年1月から12月までの1年間のデータで、田が66件、畑が28件のデータをもとに集計をいたしました。

この賃借料水準につきましては、市のホームページや農家向けの回覧のなかで、お知らせをしていきたいと考えております。

最後に、この賃借料水準につきましては、あくまでも農地の賃貸借をする場合、目

安として参考に、ご覧いただくようお願いしております。

同じ農地のなかでも、貸し借りをする場所は農地基盤の状態等によってそれぞれ違いますので、実際に賃借料を決める際には、当事者間の話し合いを通しまして、お互いが了解のもと、適正な金額を決めていただくよう、お願いしております。

委員の皆さまにおかれましても、農家の方からご相談がありました場合には、一つの目安として参考にされますよう、ご指導のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○水代議長 ただいま報告がありました、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

◆1番(鈴木委員) 畑のデータ数が、前年度は106件、今年度は28件と数がずいぶん減っていますが、何か原因があったのでしょうか。

◎秋元次長 いずれも農用地利用集積の実績の件数と数値です。

昨年度よりも実績件数が少なかったものです。

◆水代議長 これは新規のみですか？更新も含まれていますか？

◎秋元次長 新規・継続の両方です。

○水代議長 継続も含めると、結構の件数があるのではないですか。

◎秋元次長 少しお待ちください。集計資料を持ってまいります。

○水代議長 田圃は多かったけど、畑は確かに件数は少なかったね。

◎2番(金子委員) 契約期間が3年や6年なので、その契約期間の狭間は更新が無いのではないですか。

◆小林推進委員 今は、だんだん無償(使用貸借)もあって、量で換算しているのですか。

◎鈴木主査 今回の集計では、畑の件数自体が少なく、全体で34件程度でした。

その中で使用貸借を除いたり、極端に高かったり、低かったりする金額は除き、全体の70パーセントで集計していったところ、今年は少なかったという状況です。

◆水代議長 先ほど、新規と更新の両方ですかという質問も出たのですが…。

◎鈴木主査 両方です。

◆水代議長 106件から28件は、減りすぎですね。

◎鈴木主査 利用集積契約期間は3年・6年・10年とありますので、年によっては件数に波があるのだと思います。

◆水代議長 ですから、議案として利用集積案件で出たものということですね。

◆小林推進委員 最高額や最低額は除いたということですね。

◎鈴木主査 そうです。あと使用貸借は賃料が発生していませんので、除いています。

○水代議長 他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第2号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第2号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成31年1月11日報告

報告の1番につきましては、昨年7月の総会で審議がなされ、7月12日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の17ページと18ページにございます。

本件につきましては、先月14日に石井委員・染谷委員にご確認をいただきました。

続きまして、報告の2番につきましては、昨年10月の総会で審議がなされ、10月12日付けで、許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の19ページと20ページにございます。

本件につきましては、先月27日に小倉委員、山崎委員にご確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第三号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第3号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年1月11日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出のご報告は、4件、7筆、面積4,142.26平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、36件、114筆、面積40,912.27平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が3件、その他の建物施設用地が1件の計4件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が32件、マンションの区分所有が2件、工鉱業用地が1件、道水道用地が1件の計36件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願いたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

△閉会 午後3時50分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成31年1月11日

流山市農業委員会会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 中嶋 尚

流山市農業委員会委員 小菅康男